

令和5年3月1日

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社サービスエース

女性の技術職を増やし、男女すべての社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：技術職の女性社員を現在の1人から3人以上に増加させる。

<実施時期・取組内容>

- 2023年4月～ 技術職社員募集時の内容を見直し、女性の応募者増加をのぞめるものにする。
- 2024年4月～ 非正社員を対象とした技術系正社員登用候補者の選考を実施する。
- 2025年4月～ 成果を振り返り必要な取組内容を再考する。

目標2：社員の年次有給休暇の取得率を現在の55%から60%に引き上げる。

<実施時期・取組内容>

- 2023年4月～ 有休休暇の取得をすすめるポスターを作成し社内に掲示する。
- 2023年10月～ 管理社員は部下の有休取得状況を確認し、目標達成に向け取得をうながす。
- 2024年4月～ 目標の達成状況を確認。未達成の場合は改めて達成に向けた取り組みを計画する。今後も有休取得率の確認を継続する。